

令和8年度 茨城町不妊治療費助成事業のご案内

～不妊治療における助成制度が新しくなりました～

茨城町では、不妊治療・検査を受けた方を対象に、治療にかかる費用の一部を助成します。
治療終了日*1が令和8年4月1日以降の治療が対象です。

▶対象となる治療

治療の種類	治療の内容	助成限度額	助成回数	対象年齢
生殖補助医療 (先進医療の併用も含む)	体外受精、顕微授精など	1回の治療*2につき上限15万円	制限なし 保険適用回数終了後の治療も助成の対象です。	制限なし
男性不妊治療	精巣または精巣上体から精子を採取するための手術（生殖補助医療の治療に至る過程で行われた治療に限る）	1回の治療*2につき上限10万円		
一般不妊治療	不妊検査（不妊の原因検索を目的とした、不妊治療開始日までの検査）、タイミング療法、人工授精など	1年度につき上限5万円	5万円に達するまで複数回申請できます。	

*1 妊娠判定日または妊娠に至っていないと判断した日もしくは医師の判断により治療を終了した日を指します。

*2 採卵準備のための「薬品投与」の開始から、「妊娠の確認」まで（または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまで）の一連の過程を指します。

▶対象者 次の全ての要件に該当している方

- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に判断されたもの
- 夫または妻のいずれかが、申請する日において1年以上茨城町に住所を有していること
- 申請に係る検査・治療について、他の地方公共団体において医療費助成を受けていないこと

▶申請の流れ ※検査や治療を受ける前に、必ずこども課にご相談ください。



▶申請期限 1回の検査・治療が終了した日から6か月以内

申請方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 こども課 こども家庭センターグループ ☎ 029-240-7129（直通）

茨城町公式SNSで情報発信中!

▶町公式
LINE



▶町公式
X



▶町公式
Instagram

